

2009年3月6日 全3頁

# 継続企業の前提に関する

## 意見不表明の取扱い

制度調査部  
横山 淳

### [要約]

- 2009年2月27日、東証は、継続企業の前提に関して意見不表明が出た場合の上場廃止基準の取扱いに関するガイドライン改正を行った
- 改正後のガイドラインでは、監査報告書等に記載された公認会計士等による意見不表明が専ら継続企業の前提に関する事由によるものと認められる場合は、その次の監査報告書等の内容も含めて審査を行うこととしている。
- つまり、継続企業の前提に関する意見不表明については、翌四半期の状況も考慮に入れた上で、上場廃止の可否が判断されることになる。
- ガイドライン改正は、2009年2月27日から実施されている。

### 上場管理等ガイドラインの改正

○2009年2月27日、東京証券取引所（以下、東証）は、「継続企業の前提に関して意見不表明が出た場合の上場廃止基準に係る取扱いの明確化のための上場管理等に関するガイドラインの一部改正について」を発表し<sup>1</sup>、即日施行した。

○改正後のガイドラインの中で東証は、継続企業の前提（いわゆるゴーイング・コンサーン）に関して公認会計士等が意見不表明とした場合における上場廃止の審査方針を明らかにしている。

### 意見不表明と上場廃止

○東証は、有価証券上場規程の中で、有価証券報告書等の虚偽記載だけではなく、監査法人が不適正意見や意見不表明を表明した場合も、その影響が重大であれば上場廃止とする、と定めている。

○具体的には、上場会社の監査報告書・四半期レビュー報告書に関して、次の場合にはその上場会社を上場廃止にすると定めている（有価証券上場規程 601 条 1 項 11 号 b）。

<sup>1</sup> 東証のウェブサイト ([http://www.tse.or.jp/news/200902/090227\\_h.html](http://www.tse.or.jp/news/200902/090227_h.html)) に掲載されている。

- ①公認会計士によって「不適正意見」又は「意見の表明をしない旨（意見不表明）」（四半期レビュー報告書の場合は、「否定的結論」又は「結論の表明をしない旨（結論不表明）」）が記載される。かつ
- ②その影響が重大であると認められる。

- これを踏まえて、通常、監査報告書や四半期レビュー報告書に、「不適正意見」又は「意見不表明」が記載された場合、その会社は即座に上場廃止になる訳ではなく、一旦、「監理銘柄（審査中）」に指定される。
- その上で、「その影響が重大であるか否か」について東証が審査を行う。審査の結果、「影響が重大である」と判断されれば上場廃止が決定される<sup>2</sup>。上場廃止が決定すれば、その会社の株式は「整理銘柄」に指定され、原則1ヶ月間、株主・投資家に東証での売買機会を確保した後、正式に上場廃止となる。
- 影響の重大性の審査に当たっては、東証は「上場管理等に関するガイドライン」を作成し、一定の指針を定めている。今回の改正は、その「上場管理等に関するガイドライン」を次のように改めるといものである。

改正後	改正前
IV 上場廃止に係る審査 3. 規程第601条第1項第11号bに規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容（ <u>当該報告書において、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合であって、それが専ら継続企業の前提に関する事由によるものであると認められるときは、当該記載がされた後最初の監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容を含む。</u> ）、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に勘案して行う。	IV 上場廃止に係る審査 3. 規程第601条第1項第11号bに規定する影響の重大性の審査は、監査報告書又は四半期レビュー報告書の内容、当該報告書に「不適正意見」等が記載されるに至った経緯その他の事情を総合的に勘案して行う。

- つまり、監査報告書・四半期レビュー報告書の「意見不表明」や「結論不表明」が、専ら「継続企業の前提に関する事由」によるものである場合は、次に提出される監査報告書・四半期レビュー報告書の内容も含めて審査するということである。
- 例えば、2009年3月期の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書に「意見不表明」が記載されたとすると、次に提出されるのは2009年4～6月（第1四半期）の四半期報告書の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書ということになる。

<sup>2</sup> 逆に、その影響が重大でないと判断されれば、上場廃止とはならず「監理銘柄（審査中）」から解除されることとなる。ただし、その内部管理体制等について改善を求める必要性が高いと認められれば、「特設注意市場銘柄」に指定されることとなる（有価証券上場規程501条）。「特設注意市場」については、拙稿「特設注意市場」（2007年10月31日付レポート）参照。

- その結果、2009年3月期だけではなく翌第1四半期（2009年4～6月）の状況（ゴーイング・コンサーンに関する監査法人の意見等）も考慮に入れた上で、上場廃止の可否が判断されることになる<sup>3</sup>。
- なお、ここで想定されているのは、例えば、その会社の「継続企業の前提」に重要な疑義を抱かせる事象などが存在するが、経営者が適切な評価を行わず、合理的な経営計画等が提示されないため、監査法人が「意見不表明」等としたようなケースだと考えられる。その会社自身が「継続企業の前提」に関して開示を行ったからといって、直ちに「意見不表明」等とされる訳ではない。

## 実施時期

- 改正ガイドラインは、2009年2月27日から実施されている。

---

<sup>3</sup> この点について、「三ヶ月間は廃止の判断を猶予する」と説明している報道もある。確かに、ガイドラインの改正によって翌四半期分の監査報告書・四半期レビュー報告書の提出を待つため、実質的に上場廃止のタイミングが遅くなることは考えられる。しかし、その趣旨は、上場廃止審査に当たって翌四半期の状況も考慮するためであって、上場廃止のタイミングを遅らせること自体を意図したものではないと思われる。また、「三ヶ月」という期間についても、厳密には、有価証券報告書と四半期報告書では法定提出期限が異なるため、必ずしもそのようになるとは限らないと考えられる。